公 示 書

北海道開発局旭川開発建設部旭川河川事務所が管理する河川区域、河川予定地及び砂防 指定地において、災害時における河川、ダム及び砂防の災害応急復旧工事等に即時対応す ることを目的に、協定の締結に同意できる者の公募について、次のとおり公示する。

> 令和5年2月1日 北海道開発局旭川開発建設部 旭川河川事務所長 大山 孝

1 対 象 者

旭川開発建設部旭川河川事務所管内において、災害時における河川、ダム及び砂防の 災害応急復旧工事等(災害時緊急調査等業務を含む)に関する協定の締結に同意できる 者。

2 対象河川、ダム及び砂防等

旭川河川事務所が管理する河川、ダム及び砂防(別図のとおり)並びに旭川河川事務 所が土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する 法律)に基づき調査を行う範囲。

3 応募の条件等

次に掲げる条件等を全て満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における令和5・6年度一般競争(指名競争) 参加資格の申請を 行い、受理されていること(さらに業務区分「測量」については、指定する事業登録 を有していること)。

ただし、協定締結時点(令和5年3月31日を予定)において、上記の一般競争(指 名競争)参加資格の決定を受けていなければならない。

- ア ①~⑥ブロックは、工事区分「一般土木」に係る参加資格が「D等級以上」の者であること。
- イ ⑦ブロックは、工事区分「機械装置」の資格を有する者であること。
- ウ ⑧ブロックは、業務区分「測量」の資格を有し、かつ計量法に基づく「計量証明事業登録(濃度)」を有している者であること。
- エ ⑨ブロックは、業務区分「測量」の資格を有している者であること。
- オ ⑩ブロックは、業務区分「土木関係コンサルタント」の資格を有している者である こと。

- (3) ①~⑤、⑦、⑧ブロックについては、旭川河川事務所管内に建設業法に基づく本店 又は支店、営業所等が所在すること。
 - ⑥ブロックの場合は、旭川河川事務所管内又は砂防区域に隣接する富良野市又は 上富良野町に、建設業法に基づく本店又は支店、営業所等が所在すること。
 - ⑨、⑩ブロックの場合は、北海道内に本店又は支店が所在すること。
- (4)過去10年間(平成24~令和3年度)における下記の要件を満たす施工実績を有すること。
- ア ①~⑤ブロックは、国又は北海道が発注した河川工事 (一般土木工事又は維持修繕工事又は天端保護工事) の施工実績を有すること。
- イ ⑥ブロックは、国又は北海道が発注した砂防堰堤(砂防ダム)・床固工・帯工工事、 又は砂防事業における除石工事の施工実績を有すること。
- ウ ⑦ブロックは、旭川開発建設部又は北海道が発注した河川・ダムにおける機械装置 の施工実績を有すること。
- エ ⑧ブロックは、旭川開発建設部又は北海道が発注した河川・ダムにおける水質分析 を伴う業務の履行実績を有すること。
- オ ⑨ブロックは、北海道開発局が発注した旭川開発建設部管内の航空写真撮影を実施 した業務の履行実績を有すること。
- カ ⑩ブロックは、北海道開発局が発注した河川構造物のレベル2耐震性能照査検討を 含む(護岸等の簡易構造物を除く)詳細設計業務の履行実績を有すること。
- (5) 災害応急工事等の履行が可能であること。
- ア ①~⑦ブロックは、1級又は2級土木施工管理技士の技術者を有し、かつ緊急連絡 体制を有すること。
- イ ⑧ブロックは、環境計量士(濃度関係)の技術者を有し、かつ緊急連絡体制を有すること。
- ウ ⑨ブロックは、測量法に基づく測量士の技術者を有し、かつ災害調査時に航空機 での写真撮影の実施が可能であること及び緊急連絡体制を有すること。
- エ ⑩ブロックは、次の資格の内、いずれかの資格を有する技術者を有し、かつ迅速 な災害復旧のための検討等業務の実施が可能であること及び緊急連絡体制を有する こと。
 - ・技術士(総合技術監理部門:建設-河川、砂防及び海岸・海洋)
 - ・技術士 (建設部門 (河川、砂防及び海岸・海洋)
 - ・RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)
 - ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級及び1級)
- (6) ①~⑤ブロックに限り応募する者は、いずれか1つのブロックに応募できるが、 希望するブロック以外の担当に決定する場合は、協議により決定する。
 - ⑥ブロックに応募する者で、旭川河川事務所管内に営業所等の拠点を有する者は、合わせて①~⑤ブロックのいずれか1つのブロックに応募できるが、希望する①~⑤ブロック以外の担当に決定する場合は、協議により決定する。
- (7) ①~⑩ブロックに決定された者のうち、参加希望申請書類等を総合的に審査し担当ブロックの幹事会社として1社を指名する。

指名された社は旭川河川事務所からの指示を速やかに実施できるようにブロック内 の協定業者と連絡調整を図ること。

- (8) ①~⑦ブロックにおいて協定締結後、工事請負契約を締結する際に補償ができる法 定外労災補償制度に加入していること。
- (9) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 提出書類

- (1) 協定参加希望申請書
- (2) 添付書類
- ア 本公募の参加希望者は、3 (2) に掲げる競争参加資格を有することを証明する書 類。
- イ 一般競争参加資格の証明に係る書類については、北海道開発局における令和5・6年度一般競争参加資格の申請を行い、受理されていることを証明できる書類とする (さらに業務区分「測量」については、指定する事業登録証)。
- ウ 旭川河川事務所管内、富良野市、上富良野町又は北海道内に営業所等の拠点を有する者であることを証明するに当たっては、登記簿の写し等で営業所等の所在を確認できる書類を添付すること(北海道開発局における令和5・6年度一般競争の参加資格の申請を行い、受理されていることが証明できる書類で所在を確認できる場合は、書類の添付は不要)。
- エ 施工実績を証明する資料は、CORINS (CORINSの登録が無い場合は、契約書及び公示用設計書)及び工事成績評定通知書の写しとする。また、履行実績を証明する資料は、TECRIS (TECRISの登録が無い場合は、契約書及び公示用設計書及び概要の分かる資料)の写しとする。

施工実績または、履行実績の件数は1件でよい。

- オ 災害応急復旧工事等の履行の確実性を確認するため、①~⑥ブロックの場合は、自 社保有・協力会社・リース等を問わず、建設機械(バックホウ・ブルドーザ・ダンプ トラック、スノーモビル)が災害応急業務時に調達が可能な理由及び建設機械の出動 の拠点となる主な住所とその理由、1級及び2級土木施工管理技士の資格取得者の人 数を別記様式4-1に記載するとともに緊急防災連絡体制表を添付すること。
 - ⑦ブロックの場合は、1級及び2級土木施工管理技士の資格取得者の人数を別記様式4-2に記載するとともに、緊急連絡体制表を添付すること。
 - ⑧ブロックの場合は、環境計量士 (濃度関係)の資格取得者の人数を別記様式 4-3に記入するとともに、緊急連絡体制表を添付すること。
 - ⑨ブロックの場合は、災害時緊急調査時における航空写真撮影の実施(自社又は協力会社の航空機使用事業認可状況等)が可能な理由及び出動の拠点となる主な住所とその理由、測量士の資格取得者の人数を別記様式4-4に記入するとともに、緊急連絡体制表を添付すること。

⑩ブロックの場合は、迅速な災害復旧のための検討等業務の実施が可能な理由及び出動の拠点となる主な住所とその理由、資格取得者の人数を別記様式4-4に記載するとともに、緊急防災連絡体制表を添付すること。

カ 提出書類の作成に当たっては、別記様式によるものとする。

- 5 協定参加希望申請書の交付及び提出先等
- (1) 提出先

079-8411 旭川市永山1条21丁目3-21

旭川開発建設部旭川河川事務所 総務課長

電話 0166-48-2131

FAX 0 1 6 6 - 4 7 - 4 9 7 7

(2) 協定参加希望申請書の交付期間、場所及び方法

交 付 期 間:令和5年2月1日(水)から令和5年2月22日(水)

まで上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から

16時00分まで

交付場所及び方法: (1) 及び HP にて閲覧、交付

北海道開発局旭川開発建設部HP 「新着・更新情報一覧」

HPアドレス: https://www.hkd.mlit.go.jp/as/news.html

(3) 協定参加希望申請書の提出方法、提出期限及び提出先

提 出 方 法:持参、郵送(書留郵便に限る。)、又は民間業者による信書の

送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に 規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定

信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(尊書便にあ

っては送達記録のあるものに限る。)によること。

提 出 期 限:令和5年2月22日(水)

提 出 時 間:上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から

16時00分まで

提出期限の16時00分までに協定参加希望申請書が到着しな

かった場合は受付けない。

提 出 先:(1)に同じ

(4) 公示書の内容についての質問の受付及び回答

ア 質問は、文書(様式自由。ただし、規格はA4版とする。) により行うものとし、 持参又は郵送(書留郵便) に限る。) 若しくはFAX(着信を確認すること。) いず れの方法でも受け付ける。また、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、

電話及びFAX番号を併記するものとする。

質問の受付担当: (1)に同じ。

質問の受付期間: 令和5年2月1日(水)から令和5年2月15日(水)まで

上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から16時00分まで

イ 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日(休日を含まない。)以内に質問者に対してFAXにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

閲 覧 場 所: (1)に同じ。

閲 覧 期 間: 回答の翌日から協定参加希望申請書の提出期限の前日まで

上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から

16時00分まで

6 協定業者の決定方法

参加希望申請書類の内容を総合的に審査の上、協定業者の可否を決定する。 なお、協定業者の可否については、令和5年3月中旬に各社へ郵送により通知する。

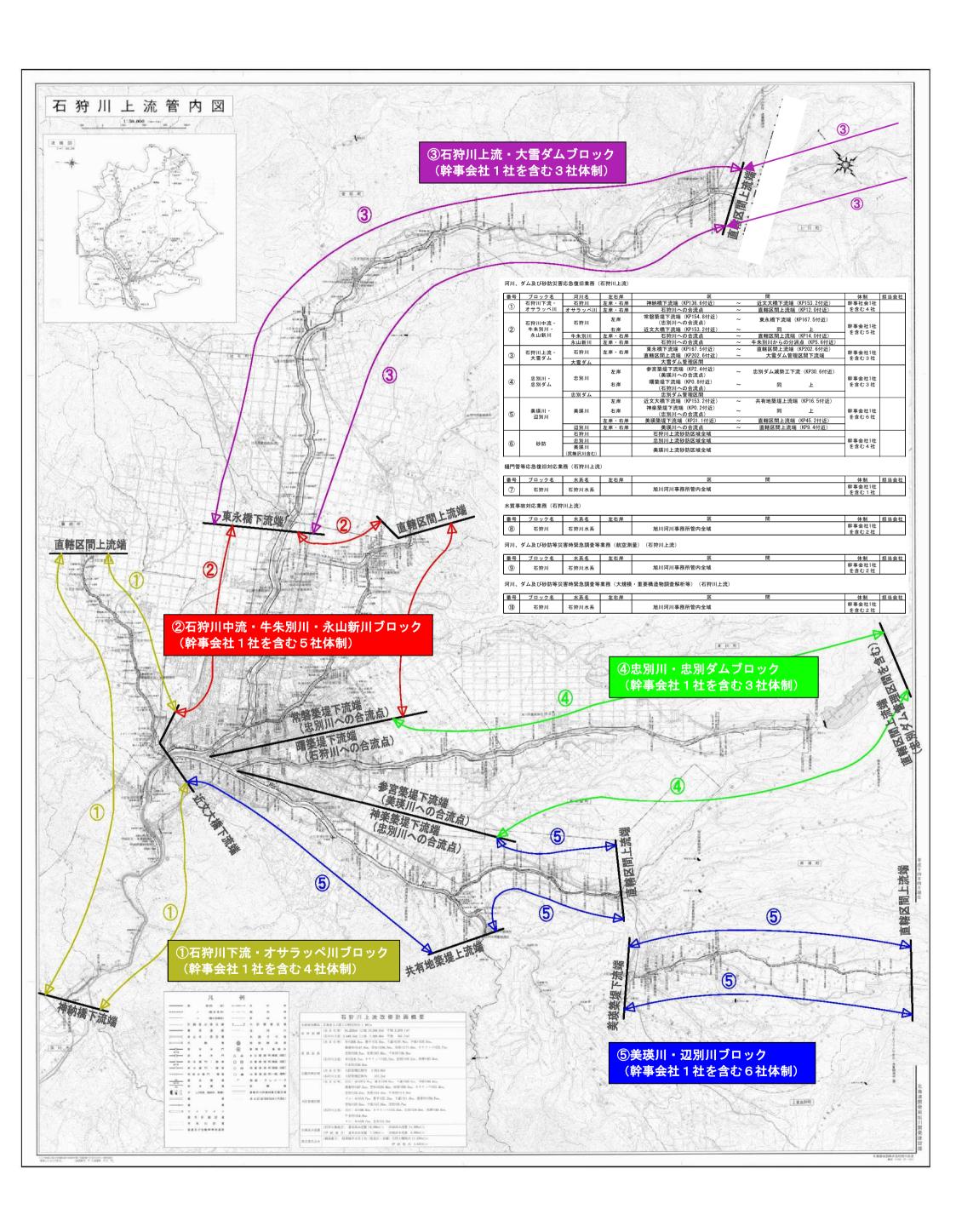
7 協定締結会社の予定数

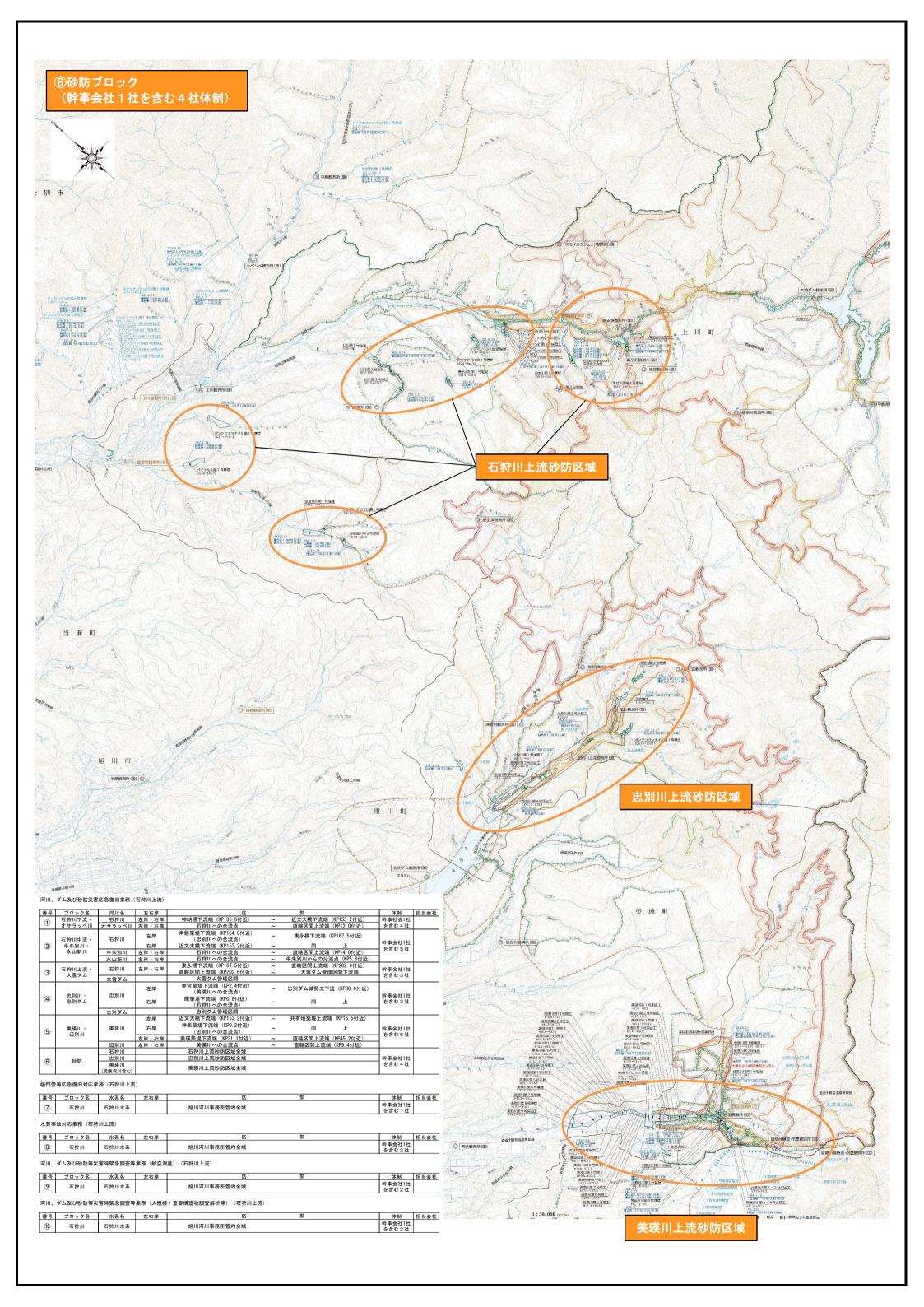
各ブロックにおける災害協定会社(予定)は、概ね次のとおりである。 なお、ブロック毎の協定会社の数は変更になることがある。

- ①ブロック 幹事会社1社を含む 4社
- ②ブロック 幹事会社1社を含む 5社
- ③ブロック 幹事会社1社を含む 3社
- ④ブロック 幹事会社1社を含む 3社
- ⑤ブロック 幹事会社1社を含む 6社
- ⑥ブロック 幹事会社1社を含む 4社
- ⑦ブロック 幹事会社1社を含む 1社
- ⑧ブロック 幹事会社1社を含む 2社
- ⑨ブロック 幹事会社1社を含む 2社
- ⑩ブロック 幹事会社1社を含む 2社

河川、ダム及び砂防の災害応急復旧工事等(災害時緊急調査業務を含む)(石狩川上流)

番号	ブロック名	河川名	左右岸	区		間	体制	担当会社
	石狩川下流・	石狩川	左岸·右岸	神納橋下流端(KP136.6付近)	~	近文大橋下流端(KP153.2付近)	幹事社会1社	
1	オサラッペ川	オサラッペ川	左岸·右岸	石狩川への合流点	~	直轄区間上流端(KP12.0付近)	を含む4社	
	石狩川中流・ 牛朱別川・ 永山新川	石狩川	左岸	常磐築堤下流端(KP154.8付近) (忠別川への合流点)	~	東永橋下流端(KP167.5付近)	幹事会社1社	
2			右岸	近文大橋下流端(KP153.2付近) ~ 同 上				
		牛朱別川	左岸·右岸	石狩川への合流点	~	直轄区間上流端(KP14.0付近)	_ を含む5社	
		永山新川	左岸·右岸	石狩川への合流点	~	牛朱別川からの分派点(KP5.6付近)		
3	石狩川上流・ 大雪ダム	石狩川	左岸·右岸	東永橋下流端(KP167.5付近)	~	直轄区間上流端(KP202.6付近)	幹事会社1社 を含む3社	
				直轄区間上流端(KP202.6付近)	~	大雪ダム管理区間下流端		
		大雪ダム		大雪ダム管理区間			COOL	
	+ P444	4000	左岸	参宮築堤下流端(KP2.4付近) (美瑛川への合流点)	宮築堤下流端(KP2.4付近) ~ 史別ダ小減勢工下	忠別ダム減勢工下流(KP30.6付近)	幹事会社1社 を含む3社	
4	忠別川・忠別ダム	忠別川	右岸	曙築堤下流端(KP0.8付近) (石狩川への合流点)	~	同 上		
		忠別ダム		忠別ダム管理区間				
		美瑛川	左岸	近文大橋下流端(KP153.2付近)	~	共有地築堤上流端(KP16.5付近)		
(5)	美瑛川• 辺別川		右岸	神楽築堤下流端(KP0.2付近) (忠別川への合流点)	~ [同 上	幹事会社1社 を含む6社	
			左岸·右岸	美瑛築堤下流端(KP31.1付近)				
		辺別川	左岸·右岸	美瑛川への合流点	~	直轄区間上流端(KP9.4付近)		
	砂防	石狩川		石狩川上流砂防区域全域				
6)		忠別川		忠別川上流砂防区域全域			幹事会社1社	
6		美瑛川		美瑛川上流砂防区域全域			を含む4社	
		(尻無沢川含む)		关次///工//// 的区域主场				
		1					1	
番号	ブロック名	水系名	左右岸	区		間	体制	担当会社
7	樋門管等	石狩川水系		旭川河川事務所管内全域			幹事会社1社 を含む1社	
								
番号	ブロック名	水系名	左右岸	区		間	体制	担当会社
8	水質事故	石狩川水系		旭川河川事務所管内全域			幹事会社1社 を含む2社	
番号	ブロック名	水系名	左右岸	区		間	体制	担当会社
9	航空測量	石狩川水系	在'山/干	旭川河川事務所管内全域			幹事会社1社 を含む2社	J=-JATIL
							1	
番号	ブロック名	水系名	左右岸	区		間	体制	担当会社
10	大規模·重要構 造物調査解析等	石狩川水系		旭川河川事務所管内全域			幹事会社1社 を含む2社	





番号 ブロック名		区 抽納標下流端 (KP136 6付近) ~	間 近文大橋下流端(KP153. 2付近)	体制 担当会社	
石狩川下流 オサラッペ	括・ 石狩川 左岸・右岸 ポサラッペ川 左岸・右岸	神納橋下流端 (KP136.6付近) ~ 石狩川への合流点 ~	近又大橋ト流端(KP153.2付近)直轄区間上流端(KP12.0付近)	幹事社会1社 を含む4社	
石狩川中流	左岸 石狩川 左岸	常磐築堤下流端 (KP154.8付近) (忠別川への合流点)	東永橋下流端 (KP167.5付近)		
(2) 牛朱別川・ 永山新川	- 右岸	近文大橋下流端(KP153.2付近) ~	<u> </u>	幹事会社1社 を含む5社	
水田利川	牛朱別川 左岸・右岸 永山新川 左岸・右岸	石狩川への合流点 ~	牛朱別川からの分派点(KP5.6付近)		
3 石狩川上流	た 石狩川 左岸・右岸	東永橋下流端 (KP167.5付近) ~ 直轄区間上流端 (KP202.6付近) ~	直轄区間上流端(KP202.6付近)大雪ダム管理区間下流端	幹事会社1社	
大雪ダム	大雪ダム	大雪ダム管理区間	八当人如日在在同一加利	を含む3社	
	左岸	参宮築堤下流端(KP2.4付近) ~ (美瑛川への合流点)	・ 忠別ダム減勢エ下流 (KP30.6付近)		
④ 忠別川・ 忠別ダム	忠別川 右岸	曙築堤下流端 (KPO. 8付近)	, 同 上	幹事会社1社 を含む3社	
	忠別ダム	(石狩川への合流点) 忠別ダム管理区間			
	左岸	近文大橋下流端(KP153.2付近) ~	, 共有地築堤上流端(KP16.5付近)		
⑤ 美瑛川・ 辺別川	美瑛川 右岸	神楽築堤下流端(KPO.2付近) ~ (忠別川への合流点)	, 同 上	幹事会社1社 を含む6社	
122 751 711	左岸・右岸 辺別川 左岸・右岸	美瑛築堤下流端(KP31.1付近) ~		7 2 2 2 2 2 1	
	石狩川	石狩川上流砂防区域全域	直辖区间上加州(NF5.419近/		
6 砂防	忠別川 美瑛川	忠別川上流砂防区域全域		型 幹事会社1社 を含む4社	
	(尻無沢川含む)	美瑛川上流砂防区域全域			
門管等応急復旧対	対応業務 (石狩川上流)				
番号 ブロック名			[8]	体制 担当会社 幹事会社1社	
7 石狩川	石狩川水系	旭川河川事務所管内全域		を含む1社	
《質事故対応業務 ((石狩川上流)				
番号 ブロック名	名 水系名 左右岸	区	P	体制 担当会社	
8 石狩川	石狩川水系	旭川河川事務所管内全域	100	幹事会社1社	
9 27771				を含む2社	大雪ダム管理支所
「川、ダム及び砂防	5等災害時緊急調査等業務(航空》	則量)(石狩川上流)			
番号 ブロック名	名 水系名 左右岸	区	間	体制 担当会社	Kao Kao Kao
9 石狩川	石狩川水系	旭川河川事務所管内全域		幹事会社1社 を含む2社	
		・重要構造物調査解析等) (石狩川上流)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
番号 ブロック名			[fi]	体制 担当会社 幹事会社1社	
10) 石狩川	石狩川水系	旭川河川事務所管内全域		を含む2社	
				海線軟船衛所 P 23.800 KW Q 18%	
		国 版 別 発電所 16-400KW O D 200KW W O D 200KW W O D 200KW W O D 200KW		③石狩川上 (幹事会社	流・大雪ダムブロック : 1社を含む3社体制)
3	上川路職所 P 12,000KW Q 22,74% 占川ラ				
THE PERSON NAMED IN COLUMN				(7)	